二松学舎大学父母会成長支援型（資格・能力取得育英）奨学金支給要項

（目的）
第１条　二松学舎大学父母会は、本学の建学の精神及び本学が果たしてきた社会的役割を継承し一層の発展を期すると共に、本学学生の勉学環境の支援を図るために、二松学舎大学父母会成長支援型（資格・能力取得育英）奨学金（以下「奨学金」という。）を設ける。

（奨学金の受給資格）
第２条　奨学金の受給資格は、本学の正規課程に在籍する学部生とし、次の各号のいずれかに該当する者とする。
（１）公立学校教員採用試験合格者
（２）公務員試験合格者
（３）父母会が指定した資格の取得者

（奨学金の支給額）
第３条　奨学金の支給額は、別表１の対象となる試験及び資格ごとに定めた奨学金支給区分に従って支給する。
２　　奨学金の支給総額は、父母会役員会にて協議するものとする。

（申請及び選考時期）
第４条　奨学金の申請及び選考時期は、１１月中の指定した期間に申請を受け付け、１２月に選考する。
２　１１月以降の合格者及び資格取得者の申請は翌年度に受け付ける。ただし、卒業年を迎える者の申請は３月まで受け付け、同月に選考を行う。

（申請手続き）
第５条　奨学金の受給を希望する者は、将来の目標と取得した資格の取得目的または理由を明示した二松学舎大学父母会奨学金申請書、成績証明書及び第２条第１号から第３号のいずれかに該当することを証明する書類等を、学生支援課へ提出しなければならない。
２　申請手続き時に提出した書類は、いかなる理由があっても返還しない。ただし、第２条第１号から第３号のいずれかに該当することを証明する書類等は除く。

（奨学金選考委員会）
第６条　奨学金受給者（以下「奨学生」という。）を選考するために奨学金選考委員会（以下「委員会」という。）を設ける。
２　委員会の構成員は、父母会会長、副会長、及び選考委員２名とし、委員長は父母会会長とする。
３　委員会は、奨学金申請者が提出する書類に基づき、奨学生を決定する。
４　委員会が必要と認めた場合、奨学生選考に際して、奨学金申請者との面接を実施することができる。
５　委員会は、選考結果を二松学舎大学父母会役員会（以下「役員会」という。）に報告する。

（選考結果通知等）
第７条　役員会は、前条第５項の報告を受け、奨学金申請者に対して、二松学舎大学父母会成長支援型（資格・能力取得育英）奨学生選考結果通知書（以下「通知書」という。）を発行しなければならない。
２　通知書に対する不服若しくは質問等はいかなる理由があっても受け付けない。

（奨学金の返還）
第８条　役員会は、奨学生が懲戒処分等を受けた場合、委員会に対して再審査を依頼することができる。委員会が再審査の結果、奨学生として相応しくないと判断した場合、奨学生に対して奨学金の返還を求めることができる。また公務員試験等に合格した後、卒業判定不可（留年）等の理由で合格が取り消された場合等についても、奨学生に対して奨学金の返還を求めることができる。

（事務担当）
第９条　奨学金に係る事務担当は、父母会事務局とする。

（改廃）
第10条　当該要綱の改廃は、委員会が提案をし、役員会の承認を得なければならない。
附則（平成２５年１２月　７　日）
１　この要項は、平成２６年４月１日から施行する。
２　平成２０年６月１日制定の二松学舎大学１３０周年記念父母会奨学金支給要項は、平成２６年３月３１日をもって廃止する。
附則（平成２７年９月１２日）
この要領は、平成２７年９月１２日から施行する。
附則（平成２９年９月　９　日）
この要領は、平成２９年９月９日から施行する。
附則（令和元年１０月１２日）
この要領は、令和元年１０月１２日から施行する。
附則（令和４年３月４日）
この要領は、令和４年３月４日から施行する。
附則（令和８年１０月１７日）
この要領は、令和８年１０月１７日から施行する。

対象となる試験及び資格		奨学金支給区分及び金額（単位：円）				
		A	B	C	D	E
		100,000	50,000	30,000	10,000	5,000
公務員試験	公立教員採用試験（名簿登載）		○			
	国家公務員総合職採用試験	○				
	国家公務員一般職・専門職採用試験（大卒程度） ※専門職は国税専門官、労働基準監督官、外務省専門職員、航空管制官、皇宮護衛官（大卒程度）、法務省専門職員（人間科学）、財務専門官、食品衛生監視員、自衛隊幹部候補生の採用をいう。		○			
	地方公務員「都道府県（大卒程度）」		○			
	地方公務員「特別区（都・消防庁）」			○		
	地方公務員「保安職（警察、自衛隊一般曹、地方の消防）				○	
	地方公務員「市役所等（大卒程度）」			○		
国家資格	弁護士、公認会計士試験	○				
	税理士試験	○				
	司法書士、不動産鑑定士試験、中小企業診断士、社会保険労務士		○			
	ﾌｧｲﾅﾝｼｬﾙ・ﾌﾟﾗﾝﾆﾝｸﾞ技能検定（１級・２級）			１級		２級
	宅地建物取引士、行政書士			○		
	基本情報技術者試験				○	
	総合旅行業務取扱管理者			○		
	国内旅行業務取扱管理者試験				○	

公的資格等	日商簿記検定（１級・２級）		１級		２級	
	販売士（１級・２級）				１級	２級
	秘書技能検定（１級・準１級）				１級	準１級
語学検定	日本語検定（１級・２級）				１級	２級
	日本漢字能力検定（１級・準１級）			１級	準１級	
	実用英語技能検定（１級・準１級）			１級	準１級	
	ＴＯＥＩＣ			870～	740～	600～
	ＩＥＬＴＳ			7.0～	6.0～	5.5
	中国語検定（１級・準１級）			１級	準１級	
	漢語水平考試・ＨＳＫ（６級・５級）				６級	５級
	韓国語能力試験（６級・５級）			６級	５級	
	ハングル能力検定試験（１級・２級）			１級	２級	
IT・情報系	MOS　Expert					○
	IT パスポート					○
	G 検定					○
	情報セキュリティマネジメント					○
	データサイエンティスト					○
	応用情報技術者				○	
その他資格	世界遺産検定（１級）					１級